

令和3年11月18日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料貯蔵株式会社 行政相談

[議 題]

議題1：12月予定の事業変更許可申請概要とその扱いについて

議題2：事業変更許可申請書における工事計画、事業計画他の記載方針

12 月予定の事業変更許可申請概要とその扱いについて

12 月予定の事業変更許可申請の内容は、令和 3 年 4 月 26 日付け原子力規制委員会指示文書に基づく「震源を特定せず策定する地震動」の反映と、地盤、津波、火山に関して新たな知見に合わせた内容の適正化するものである。変更概要を別紙 1 に示す。

「震源を特定せず策定する地震動」反映の事業変更許可申請は令和 4 年 1 月 20 日迄に申請することが求められているが、既に得ている事業許可に対しては令和 6 年 4 月 20 日迄の経過措置期間が設けられている。また、設計及び工事の計画の認可及び使用前確認については、令和 3 年 4 月 21 日原子力規制委員会資料 1 において、『改正後の解釈に基づく設置変更許可の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で、全施設一律の経過措置の終期(確定日)を定める。』とされている。

この状況を踏まえ、当社は現在、令和 2 年 11 月 11 日に許可を得た事業変更許可申請に対応する設工認変更認可申請中ではありますが、当該設工認変更認可申請を優先して審査して頂きたいと考えている。なお、貴庁地震津波安全対策班が設工認審査とは別に並行して事業変更許可の審査して頂けるのであれば、平行審査をして頂きたい。また、設工認審査が長引いた場合等には、別紙 2 に示すように対応する。

事業変更許可申請の概要

1. 変更概要

① 地震動関連変更内容

- ・震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 Ss-B5 の追加。
 - 基本となるスペクトルは規則の解釈及び審査ガイドによる。
 - 地震基盤から解放基盤の増幅特性評価に用いる地盤モデルは既認可の地盤モデルとする（他社では新たな地盤モデルを採用している例もある）。
- ・評価手法のうち地盤モデルについては既認可であり、議論の余地はないものとする。

② 地盤関連変更内容

- ・基準地震動の追加による基礎地盤安定性評価結果の追加（追加の地震動による結果は最も厳しいケースにはならず、影響はない）。
- ・20 万分の 1 地質図幅「野辺地」（第 2 版）に関する内容の反映。

③ 津波関連変更内容

- ・内閣府及び青森県による津波想定の変更に関する内容の反映。

④ 火山関連変更内容

- ・「日本の火山（第 3 版）」データベース更新に関する内容の反映。

⑤ 耐震設計関連変更内容

- ・耐震設計で用いる基準地震動として Ss-B5 を、弾性設計用地震動として Sd-B5 を追加。

2. 変更箇所

[本文]

三. 変更の内容

第 1 図、第 2 図の基準地震動の応答スペクトルの変更（1.①）

第 8 図として、「基準地震動 Ss-B5 の加速度時刻歴波形」を追加（1.①）

五. 工事計画

今回の変更申請に関して工事を要せず、2021.7.21 の工事計画変更届と同じ。

「本変更については工事を要しない」旨を明記する

[添付書類]

一. 変更後における事業目的

変更なし

二. 変更に係る事業計画

変更に応じた記載の見直し

三. 変更に係る技術的能力

現状に合わせて「技術者人数」等を変更

四. 変更に係る気象、地盤、水理、地震、社会環境等

「5.地震」で、震源を特定せず策定する地震動として、標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加 (1.①)

「3.地盤」、「6.津波」、「7.火山」の新たな知見に合わせた適正化 (1.②,③,④)

五. 変更に係る縮尺 5 万分の一の地図

変更なし

六. 変更後における安全設計

「1.1.6.3 基準地震動及び弾性設計用地震動」「第 1.1.-2 表 弾性設計用地震動の最大加速度振幅値」、「第 1.1-2 図 弾性設計用地震動の応答スペクトル」の変更 (1.⑤)

七. 変更後における放射線管理

変更なし

八. 変更後における事故影響

変更なし

九. 変更後における品質管理体制の整備

記載の適正化

設工認審査に応じた対応

	ケース	対応方針
<p>1 (基本ケース)</p>	<p>既設工認審査と並行して地震津波安全対策班が事業変更許可審査をして頂けて、既設工認審査が順調に進む場合</p>	<p>対応方針</p>
<p>2</p>	<p>既設工認審査と事業変更許可審査の平行審査とはならないが、既設工認審査が順調に進む場合</p>	<p>既設工認審査後に、事業変更許可審査。</p>
<p>3</p>	<p>既設工認※1 審査が長引き、かつ、事業変更許可が既設工認審査中に許可された場合</p>	<p>事業変更許可内容について設工認補正申請する。</p>

※1 「既設工認」とは、令和3年11月12日申請した分割第2回設工認申請を指す。

※2 「変更設工認」とは、令和3年12月申請予定の事業変更許可申請(震源を特定せず策定する地震動)に対応した設工認変更申請を指す。

事業変更許可申請書における工事計画、事業計画他の記載方針

下表のとおり事業変更許可を受け、届出を行った事業許可申請書について、原子力規制委員会指示文書（令和3年4月26日付）に基づく「震源を特定せず策定する地震動」の反映を主とした事業変更許可申請を、本年12月中旬頃に予定している。

本変更にあたっては工事を要しないため、本文「五、工事計画」は『本変更については工事を要しない』旨を記載し、添付書類二（事業計画書）のうちハ項及びニ項は『本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない』旨を記載することを考えているが、この良否について相談させて頂きたい。また、添付書類二のロ項について、記載の初年度を2023年度とすることで良いか等を相談させて頂きたい。

添付書類三（技術的能力）の記載のうち「主たる技術者の履歴」について、個人情報であるため、現職以外の履歴をマスキングしたいと考えているが、この良否についても相談させて頂きたい。

リサイクル燃料備蓄センター 使用済燃料貯蔵事業許事業許可申請の経緯

No.	年月日	概要
1	平成22年5月13日	事業許可（平成19・03・22原第11号）
2	令和2年11月11日	新規制基準適合性に係る事業変更許可（原規規発第2011113号）
3	令和3年7月21日	No.2の事業変更許可申請書記載事項のうち「五、使用済燃料貯蔵施設の工事計画」の変更届

当社の考え

- ・変更許可申請時の申請書本文の記載事項に関して、原子炉等規制法施行令第23条第1項第5号において『工事を伴うときは、その工事計画』とされており、今回の変更申請に関して工事を伴わないことから、本文「五、工事計画」は『本変更については工事を要しない』と記載することで良いと考えている。
- ・変更許可申請時の添付書類二の記載事項に関して、貯蔵規則第3条第2項第2号においてハ項及びニ項は次のように定められており、今回の変更申請に関して工事を伴わず、資金計画にも大きな影響を与えることはないことから、添付書類二（事業計画書）のうちハ項及びニ項は『本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない』と記載することで良いと考えている。
 - ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画
 - ニ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
- ・他事業者（実用発電炉、核燃料施設）において、同様な記載としている前例がある。

変更許可申請における記載事項の法令要求

実用発電用原子炉	使用済燃料貯蔵	使用済燃料再処理
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令</p> <p>(発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請)</p> <p>第二十条の三 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 工事を伴うときは、その工事計画</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令</p> <p>(貯蔵事業に係る変更の許可の申請)</p> <p>第二十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三条の七第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更に係る事業所の名称及び所在地</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 工事を伴うときは、その工事計画</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令</p> <p>(再処理事業に係る変更の許可の申請)</p> <p>第二十七条 再処理事業者は、法第四十四条の四第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 工事を伴うときは、その工事計画</p>
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書</p> <p>二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書</p>	<p>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号まで又は第七号に掲げる事項の変更に係る令第二十三条の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 変更後における使用済燃料の貯蔵の事業の目的に関する説明書</p>	<p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第一条の四 (略)</p> <p>2 法第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第二十七条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 変更後における再処理の事業の目的に関する説明書</p>

実用発電用原子炉	使用済燃料貯蔵	使用済燃料再処理
<p>三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類</p> <p>四 (略)</p> <p>五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>六～十一 (略)</p>	<p>二 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵の事業の開始の予定時期</p> <p>ロ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の使用済燃料の種類別の予定受払量</p> <p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画</p> <p>ニ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p>ホ その他変更後における使用済燃料の貯蔵の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項</p> <p>三 次の事項を記載した変更に係る使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>イ 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による使用済燃料の貯蔵の方法又はこれらに準ずるものの概要</p> <p>ロ 変更に係る主たる技術者の履歴</p> <p>ハ その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>四～九 (略)</p>	<p>二 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の予定時期</p> <p>ロ 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画</p> <p>ハ 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定生産量</p> <p>ニ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画</p> <p>ホ 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p>三 次の事項を記載した変更に係る再処理に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>イ 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるものの概要</p> <p>ロ 変更に係る主たる技術者の履歴</p> <p>ハ その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>四～九 (略)</p>